## 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

香南地区

						<b>省</b> 田
地区名	項目 番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対 応 方 針
香南地区	1	県道三木綾川線バイパス ルート(仮称)の整備	高松市が整備を進めている市道下川原北線の香東川橋梁については、平成25年度中に香南町側の橋台及び橋脚の工事が完了し、26年度には香川町側の橋台及び橋脚の工事、27年度には橋梁上部の工事が完了すれば、供用開始される予定と聞いています。しかし、県道三木綾川線バイパスルート(仮称)の整備については、県事業として建設計画に登載されている以上、いくら高松市が香東川橋梁の供用を開始したとしても、計画路線の一部が完成されたに過ぎず、県道円座香南線と接続しなければ、その効果は極めて少ないばかりか、既存の狭隘な通学路(市道)の交通量が増え、交通事故の発生も予測されます。この事業は、香南地区に於ける建設計画の根幹にも関わる重要な事業でもあることから、香東川橋梁から県道円座香南線までを整備し、将来的にはバイパス機能を有する県央の幹線道路とするよう、高松市から香川県に対して、強く働き掛けをされるよう要望します。	都市整備局	道路整備課	県道三木綾川線バイパスルート(仮称)の整備につきましては、これまで、県に対し強く要望してまいりましたが、平成20年8月に県から方針が示され、当面の対策として、現道の機能強化を基本とし、バイパスルートの整備については、人口減少に伴う将来交通量の推計や、現道の機能強化による効果の検証を行う必要があることから、現時点では、検討を進めることは難しいと伺っております。この道路の構想の推進につきましては、高松市が整備を進めております、市道下川原北線(香東川橋梁を含む)の整備状況を見極めながら、今後とも引き続き、県に対し強く要望してまいりたいと存じます。 なお、現在、県では、現道の県道三木綾川線の交通渋滞解消を図るため、国道193号から県道高松香川線の間において、交差点改良及び歩道整備を行っており、25年度から実施している用地潤量を引き続き進めるとともに、26年度からは建物等調査に着手しており、27年度からは地権者の協力が得られるところから鋭意交渉を進めていく予定と伺っております。
香南地区	2	地域高規格道路(高松空港 連絡道路)(仮称)の整備	香川県では、地域高規格道路(高松空港連絡道路)(仮称)の整備については、平成25年度から円座香南線(香南工区)の測量及び設計を行っており、高松市としても、市道香川綾南線の改良工事とあわせて、歩道、信号機等の交通安全施設の整備について、県、県警と連絡を窓にしているということです。この道路は、空港の拠点性の向上や地域の活性化を図る上で重要な路線であり、平成29年度内の工事完了も目指している計画ですが、地域住民は路線ルートが示されていないため、立ち退きなどによる将来への不安の広がりが感じられることからも、早急に同路線のルート等を決定し工事に着手するよう、高松市から香川県に対して、更なる働き掛けをされるよう要望します。	都市整備局	都市計画課道路整備課	市道香川綾南線につきましては、今年度において、全長470m区間のうち道路南側400mと、道路北側の建物移転完了区間の道路改良を行い、残る用地・補償の交渉を進めることとしております。 この道路に接続する円座香南線(香南工区)につきましては、空港へのアクセス道路の整備として、県において、昨年度から、測量及び設計を行っていると伺っており、今後とも、路線ルートを早期に決定し整備に努めるとともに、県、県警と連携を密にし、歩道、信号機等の交通安全施設の整備に十分に配慮されるよう、県に対して働きかけてまいりたいと存じます。
香南地区	3	市道等の整備	市道等の整備については、建設計画登載路線のうち地元関係者の同意が得られた路線について、順次、整備を進めていただいており、順調な進捗が図られていると思っています。 そういった中、未整備路線である市道南原音谷線については、当初から地元要望が多くありましたが、高松市から「市道香川綾南線の整備状況を見極めて適切に対応する」という回答があったこともあり、周辺道路の観察等を行ってまいりました。しかし、一昨年の交通死亡事故の発生や平成27年度内に市道香川綾南線の工事が完了する予定となったことなどから、改めて市道南原音谷線の改良工事に着手されるよう要望します。 また、その他の未整備路線についても、平成27年度末までの期間内に実施されるよう要望します。	都市整備局	道路整備課	市道南原音谷線につきましては、香川綾南線及び円座香南線(香南工区)のバイパス整備により、将来交通量が1,000台程度まで減少すると予測されておりますことから、請願道路として整備を行う方針でありまして、市といたしましては、地権者の合意形成が図れ、請願道路として正式な要望書の提出を受けた後、適切に対応してまいりたいと存じます。また、その他の未整備路線につきましても、これまでと同様、請願道路として整備を行う方針でありまして、全市的なバランスにも配慮する中で、引き続き、地域審議会からの御意見もいただきながら、地元関係者の同意が得られた路線において、順次整備に努めてまいりたいと存じます。

## 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

香南地区

地区名	項目番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対応方針
香南地区	4	香南小学校大規模改修工事 の着工	高松市では、国から示された指針を参考に、ファシリティマネジメントなど施設のライフサイクルコストを十分考慮し、校舎等の老朽化対策の検討を進めていくということですが、建設計画の実施期間も残すところ1年余りとなり、有利な財源である合併特例債を最大限に活用し、香南小学校大規模改修工事については、平成27年度中に着工されるよう要望します。		総務課	本市における小・中学校施設につきましては、その多くが、第2次ベビーブーム世代が入学した1970年から80年代に整備されたもので、建築後25年以上を経過した施設の割合は、8割以上を全国中均を1割以上超えております。そのうち、建築後50年以上経過した校舎を持つ学校が9校ございますなど、老朽化が進ルでいる状況にあります。特に、雨漏りや外壁の補修などの改修が必要な施設が増加傾向にありますことから、名析化対策が撃撃の課題となっているところでごいます。から、25年3月には、国において、施設の改修等に向けた具体的な手法や長寿命化対策等をまとめた初の指針となる「学校施設の老朽化対策ビジョン」が策定されておいても、中央人の大力を対して、本部とが大力を対して、本部との大力を対して、本部との大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大力を大
香南地区	5	防災行政無線を利用した一 般広報の継続運用	新しい防災ラジオの個人負担額については、香南地域からの要望に対して御理解と御配慮をいただき、1台1,000円と低額となりましたことに対して厚くお礼を申しあげます。 今後も、防災ラジオを利用した一般広報については、市報等での広報に加えて、日々の暮らしに結びつく情報が円滑に伝えられるよう、継続して運用されるよう要望します。	総務局	危機管理課	合併町におきましては、防災ラジオを使用した新しいシステムにおいても、行政情報の一般広報ができるよう整備する計画でございます。 なお、より身近な情報を発信し、地域で活用していただくために、無線の資格を有する者を、地元に育成しようと計画しておりますので、御協力をお願いします。
香南地区	6	南部地域における特色あるスポーツ施設の整備	高松市南部スポーツ施設 (仮称)整備基本構想 (案)では、「施設整備に当たっては、まず、スポーツ施設として最低限度必要な施設を先行して整備し、平成28年度中の完成を目指す。それ以降、管理棟及び夜間照明については、竣工後の利用状況等を勘案し整備を検討する。」とあります。しかし、社会環境が変化する中で、健康づくりや生きがいづくりなど、スポーツの心身両面にわたる効果や、市民の多様化するスポーツニーズに対応するためには、管理棟及び夜間照明は、最低限度必要な施設に加えるべきであり、それによって当該施設の主たる目的が達成できるとともに、施設の利用者を増やすことで費用対効果を高めるためにも、管理棟及び夜間照明については、平成28年度中の完成を要望します。また、完成した施設の運営方法の中に、地元スポーツ団体等が定期的な活動にも利用できるように、新たな仕組みを検討されるよう要望します。	創造都市推進局	スポーツ振興課	建設計画については、誠意を持って実施するものの、平成25年12月高松市議会において、再度、整備内容について一部見直しが求められ、基本構想の一部見直しを行いました。なお、施設整備に当たっては、前回の地域審議会でもご説明させていただきましたとおり、まず、スポーツ施設として最低限度必要な施設を先行して整備し、平成28年度中の完成を目指します。それ以降、管理棟(便所と倉庫は先行整備)及び夜間照明については、竣工後の利用状況等を勘案し、整備を検討してまいります。

## 建設計画に係る平成27年度の実施事業に関する意見に対する対応調書

香南地区

		<u> </u>				<b>省</b>
地区名	項目 番号	項目	事業の内容	担当局	担当課	対 応 方 針
香南地区	7	地域行政組織の再編	平成26年6月に開催された高松市議会定例会に於いて、市長は地域行政組織のは「激変緩和に留意した措置を講ずる必要があるものとした上で、塩江、庵治、香所については、地区センターへの移行後も、当分の間、現在の支所機能と同等の専する。」との答弁をされました。 あかせて必要となる職員体制についても事する。」との答弁をされました。 の見直しと激変緩和措置の実施をおたして、あったり、地域行政組織再編計画 (素案)の見直しと激変緩和措置の実施をおたしかし、激変緩和措置ということは、段階的に職員の減少や行政サービスの低下ものであり、一定の網配慮をいただいたことに対して、厚くお礼を申しあげますしかし、激変緩和措置ということは、段階的に職員の減少や行政サービスの低下んでしまい、一定の期間を過ぎれば、出張所述みになるのではないかないととうっ、現時点では、激変緩和措置の計論は分かっていませんが、素案では合併町間の地質とのでは、激変緩和措置の新たな負担、大規模災害に対する初動体制、地方交付税の支所加算措置、市民と行政の協働のまちづくりへの影響等、いろいろな問題点や矛盾点ることも否めない事実です。 香南支所はまちの中核施設であり生活の拠点ですが、その支所の体制がしっかりいなければ、まちの活性のは選申編計画の策定に際しては、香町が一つの自治体でた事実と高松市との合併に至った経慮、非た合併町の特異性や重要性等を総合的にし、前氏が行来に向けて大きな理な解としては、香町が一つの自治体でた事実と高松市との合併に至った経慮が得られ、高齢者にとって望します。また、香南支所も含め地区センターになる支所については、将来に亘って行政サスの低下を招かないよう、現在の職員に準ずる常駐職員を確保されるよう要望しま。また、香南支所も含め地区センターになる支所については、将来に亘って行政サスの低下を招かないよう、現在の職員に準ずる常駐職員を確保されるよう要望しま	支 	人事課行政改革推進室	地域行政組織の再編に当たって、合併町の住民の急激な環境の変化を緩和する観点から、塩江・ 庵治・香南各支所においては、地区センター(仮称)への移行後も、当分の間、現在の支所機能と 同等の窓口サービスの提供を行うとともに、必要となる職員体制の確保を検討することとしてお り、具体的な取扱事務の内容や職員体制については、再記計画策定後、各支所の固有事務を含め、 取扱事務の範囲を着査する中で検討してまいりたいと存じます。 また、「当分の間」の具体的な期間については、激変緩和措置であることから恒常的な措置とし ては考えておりませんが、移行後の状況等をみながら、サービス内容や職員体制について検討して まいりたいと存じます。
香南地区	8	建設計画の期間内実施並びに地域審議会の設置期間の延長	建設計画に登載している全ての事業について、平成27年度末までの期間内に実 れるよう要望します。 また、平成18年1月10日に設置された高松市香南地区地域審議会は、建設計 登載する施策事業を円滑に実施するために、市長に対して意見を述べる諮問機関 ことから、合併特例債の延長を行う場合には、必然的に建設計画も延長する助のと ますので、建設計画に係る施策事業の着実な推進のためにも、現行の地域審議会の 期間を延長されるよう要望します。	がに いる 市民政策局	地域政策課	建設計画に掲げる各種の施策・事業につきましては、事業の重要性や緊急性、効果性などを総合的に勘案し、誠実かつ計画的に、その推進を図っているところでございまして、できる限り期間内で実施できるよう努めてまいります。また、5年間延長となった合併特例債の適用を受けるためには、建設計画に掲げる計画期間を延長する変更手続が必要とされておりますが、後年度に交付税措置のある有利な財源でございます合併特例債につきましては、建設計画に掲げる事業にできる限り活用できるよう対応してまいりたいと存じます。 建設計画の期間延長につきましては、進行管理の方法等もあわせまして、各地域の方々の御意見等も伺いながら、平成26年度中にその方向性を定めてまいりたいと存じます。 建設計画の期間が延長された場合、建設計画の進捗状況をチェックし、あるいは、合併後のまちづくりについて御意見をいただくために、市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併協議において平成27年度まで設置しております地域審議会につきましても、その重要な役割や、本来の設置の趣旨や性格を踏まえ、今年度中に今後の方向性を定めてまいりたいと存じます。
香南地区	9	建設計画に係る事業の予算 措置	建設計画に係る事業の予算化状況については、年度当初の地域審議会において報受けており、その予算措置は合併後のまちづくりに生かされ、市域との一体化や地活性化が図られてきました。 合併後10年が経過した平成28年度以降についても、厳しい財政状況の中ではますが、地域の活性化と特色あるまちづくりを推進するためには欠かすことのでき事業のため、当該計画の予算措置を継続されるよう要望します。	市民政策局	地域政策課	建設計画に掲げる事業の平成28年度以降の予算措置つきましては、建設計画の期間延長や、進行管理の方法等の方向性を定めた上で、適正に対応してまいりたいと存じます。